

青森県農業経営改善促進資金預託基金貸付事業実施要領

平成6年12月19日青農経第744号青森県農林部長通知

最終改正：平成31年4月9日青团経第36号

第1 趣旨

効率的・安定的な経営体を目指す農業者が必要とする低利運転資金の円滑な融通を促進するため、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定める農業経営改善促進資金（以下「本資金」という。）のうち、実施要綱第4の1の（1）に規定する者に対する融通に関し、県は、青森県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対して預託基金として造成するための資金の貸付け（以下「低利預託基金貸付け」という。）を行い、もって本県農業の中核的担い手となる経営感覚に優れた農業経営体の育成に資するものとする。

第2 定義

- 1 この要領において「融資機関」とは、本資金の貸付けを取り扱う金融機関で、あらかじめ農業経営改善促進資金取扱届出書（第1号様式）により基金協会を經由して知事に届け出るとともに、基金協会との間で資金供給に関する基本契約を締結した、本県に本所を有し農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合及び農林中央金庫青森支店並びに県内に本店を有する銀行及び信用金庫をいう。
- 2 この要領において「農業経営改善計画」とは、実施要綱第2の（1）に定める支援の対象となる計画をいう。
- 3 この要領において「借入申込書等」とは、実施要綱様式第2号に定める資金利用申込書兼借入申込書（以下「借入申込書」という。）及び農業経営改善計画（既に認定を受けているときは当該認定書の写しを含む。）をいう。
- 4 この要領において「推進会議」とは、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき各市町村が設置している特別融資制度推進会議をいう。

第3 低利預託基金貸付けの方法等

県は、基金協会に対して、第4の1に定める方法により算出した金額を、低利預託基金貸付金として金銭消費貸借契約書（第2号様式）に基づき、予算の範囲内において年度開始後速やかに貸し付けるものとし、その時期等については別途知事から通知する。

第4 預託額の通知等

- 1 融資機関は、各年度において貸付けしようとする本資金の見込年間平均融資残高（以下「貸付予定目標額」という。）を、市町村その他関係機関と協議した上で策定し、農業経営改善促進資金貸付予定目標額報告書（第3号様式）により基金協会を経由して知事に報告するとともに、その写しを地域県民局地域農林水産部（以下「地域農林水産部」という。）に提出するものとする。
- 2 基金協会は、1の規定により貸付予定目標額報告書の送付を受けたときは、これを取りまとめの上、農業経営改善促進資金貸付予定目標額総括報告書（第4号様式）を添えて知事に提出するものとする。
- 3 県は、実施要綱第6の1の（1）により各年度の貸付目標額及び預託額を決定したときは、基金協会に対しては農業経営改善促進資金貸付目標額及び預託額通知書（第5号様式、以下「貸付目標額等通知書」という。）により、融資機関に対しては融資機関別農業経営改善促進資金貸付目標額及び預託額通知書（第6号様式）により通知するものとする。また、地域農林水産部長に対しては貸付目標額等通知書の写しを送付するものとする。

第5 低利預託基金の使途等

- 1 基金協会は、第3の低利預託基金貸付金と民間金融機関からの借入金により造成された低利預託基金については、本資金の貸付けに係る資金として融資機関に対し、第4の3の規定による通知に従って、原則として毎年度当初に一括して預託するものとする。
- 2 1の規定により預託を受けた融資機関は、預託額に対し、年間平均融資残高で3倍となる協調融資を行うものとする。
- 3 1の規定による預託に関し必要な事項については、実施要綱及びこの要領に定めるもののほか、基金協会が規程を定めるものとし、基金協会は、当該規程を制定、又は廃止した場合は、知事に届け出るものとする。

第6 本資金の借入手続等

- 1 本資金を借り受けようとする者（以下「借入希望者」という。）は、借入申込書等を融資機関に提出するものとする。
- 2 借入希望者は、借入申込書等の作成に当たって助言又は指導を必要とする場合は、融資機関及び推進会議の構成機関に相談を求めることができるものとする。
- 3 2の規定により相談を受けた機関は、必要に応じその他の関係機関と連携を図りながら、借入申込書等の作成等について助言又は指導を行うものとする。
- 4 融資機関は、1の規定による借入申込書等を受理した日から、原則として1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- 5 推進会議は、本資金の貸付けに係る認定等（極度額等（本資金の1農業者に係る

極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計額)の認定を含む。以下同じ。)に関する事務を、原則として、融資機関(借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び基金協会。以下同じ。)に委任するものとする。

- 6 3の規定により委任を受けた融資機関は、貸付けに係る認定等に関する審査(農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等に係るもの。以下同じ。以下「認定審査」という。)を行うものとし、認定した場合は、当該融資機関は、当該借入希望者が農業経営改善計画の認定を受けた市町村の推進会議及び地域農林水産部に対し、速やかに借入申込書等の写しを添えて報告するとともに、借入希望者に対して認定結果を送付するものとする。なお、認定しないときはその旨を当該借入希望者に通知するものとする。
- 7 5の規定により委任を受けた融資機関は、慎重な審議を必要とする借入額が極度額等の上限を超える場合には、推進会議に借入申込書等を送付するとともに、認定を求めるものとする。
- 8 推進会議は、7の規定による書類の送付を受けたときは、当該書類に不備がないか精査した上で、当該書類を推進会議の構成機関のうち直接関係を有する機関に送付し、認定審査を行うものとする。なお、送付の際には当該機関が審査に必要な期間を十分確保できるよう配慮するものとする。
- 9 推進会議は、8の規定による審査の結果を、融資機関を経由して借入希望者に通知するものとする。なお、認定した場合には資金計画認定通知書(第7号様式。以下「認定通知書」という。)により通知するものとする。
- 10 9の規定により借入希望者に対し認定通知書を交付する場合は、直接関係の有する推進会議の構成機関に対し、当該認定通知書の写しに農業経営改善計画・資金計画の概要(第8-1号様式又は第8-2号様式)を添付して送付するものとする。
- 11 融資機関又は推進会議は、貸付けの認定を受けた者の資金利用の内容に変更が生じ、計画変更が必要と判断された場合は、当該認定者に資金利用計画の変更を求め、その内容について審査するものとする。なお、当該変更計画に係る審査、認定通知等に係る事務処理については、1から8までの規定に準じて事務処理を行うものとする。
- 12 本資金の貸付けは、実施要綱第4の3に定める極度貸付方式により、農業経営改善計画期間中は、有効に決定された極度額の範囲内において適宜借り入れられるものとし、2回目以降の借入れに当たっては、借入申込書のみを当該融資機関に提出するものとする。
- 13 融資機関における本資金の貸付利率について、別途知事から融資機関に対し通知するものとする。
- 14 本資金の貸付けに関し必要な事項については、実施要綱及びこの要領に定めるもののほか、基金協会が別に定めるものとする。
- 15 融資機関は、本資金の貸付けに関する具体的な事項については、貸付要領等を定

めて行うこととする。

第7 状況報告

- 1 融資機関は、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとの本資金の貸付状況を記載した農業経営改善促進資金貸付状況報告書（実施要綱様式第3号）を上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するとともに、その写しを所管地域農林水産部長に提出するものとする。
- 2 基金協会は、1の報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書（実施要綱様式第4号）を作成し、これを上半期末及び下半期末の翌々月の15日までに知事に提出するものとする。

第8 事業の推進

県は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、基金協会、融資機関等の関係機関と密接な連携をとるものとし、必要に応じて関係機関に指示することができるものとする。

第9 その他

- 1 融資機関、県その他関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本資金に係る借入申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 2 融資機関は、借入申込書等の受理に当たり、借入希望者に対し、第6の4及び第6の5の規定又は推進会議の定めるところにより、当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（実施要綱様式第1号の裏面）の確認欄に署名又は記名及び押印を求めることとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、本資金の融通及び低利預託基金貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則（平成6年12月19日青農経第744号）

- 1 この要領は、平成6年12月19日から施行する。
- 2 平成6年度においては、第3の規定に関わらず、知事が別に定める日に貸付けを行うものとする。

附 則（平成12年4月14日青農技第84号）

- 1 この要領は平成12年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成13年10月16日から施行する。

附 則（平成14年12月24日青団経第920号）

- 1 この要領は平成14年12月24日から施行する。

附 則（平成15年10月16日青団経第684号）

- 1 この要領は平成15年10月16日から施行する。

附 則（平成19年5月16日青団経第105号）

- 1 この要領は平成19年5月16日から施行する。

附 則（平成23年7月12日青団経第221号）

- 1 この要領は、平成23年7月12日から施行する。

ただし、第2から第5まで及び第7の規定については、平成23年9月1日から施行するものとする。

附 則（平成24年11月1日青団経第352号）

- 1 この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成27年6月3日青団経第115号）

- 1 この要領は、平成27年6月3日から施行する。

附 則（平成31年4月9日青団経第36号）

- 1 この要領は、平成31年4月9日から施行する。